

令和 6 年度

R 6 修士

大学院造形芸術研究科

履 修 案 内

沖縄県立芸術大学

【UNIPA (ユニ



※ 「沖縄県立芸術大学学則」、「沖縄県立芸術大学研究生規定」、「沖縄県立芸術大学科目等履修生規程」、「外国人学生規程」、「学生生活」については学生便覧を参照してください。

※ 本学ホームページにも情報を掲載しています。

「本学ホームページ TOP>学内外のみなさまへ>在校生のみなさまへ」と進んでください。または以下のリンクあるいは QR コードでアクセスしてください。

<http://www.okigei.ac.jp/investigate/students/students-index.html>

「学則（諸規定）」「履修規程等、成績評価基準」、「学年暦（年間スケジュール）」、「カリキュラムマップ」、「教育情報の公表」等。

※ 本学で開講されている授業科目の「シラバス（授業の内容や成績評価方法などの授業計画が詳しくまとめられた資料のこと）」は、「UNIVERSAL PASSPORT（通称、UNIPA）」で検索してください。

以下の URL あるいは QR コードから UNIPA にログインし、「シラバス照会はこちらです。」をクリック。その後、検索画面の開講年度学期や授業科目名などを入力して検索。授業科目は、入学年度の履修案内、カリキュラムマップ等を参考に入力してください。

UNIPA ログイン画面 URL <https://unipa-web.okigei.ac.jp/uprx/>

【在校生のみなさまへ】



【UNIPA（ユニパ）】



UNIPA（ユニバーサルパスポート）について

学内の連絡（休講の連絡、奨学金募集、履修に関する公示等）は UNIPA に掲載します。連絡事項の見落としがないように、毎日 UNIPA を確認するよう心がけてください。UNIPA で連絡した事項は周知したものと扱います。履修登録や手続き等 UNIPA を見なかったからということは、理由になりませんので十分に注意してください。

目 次

1. 大学院案内	1
2. 専攻案内	4
3. 研究室担当一覧	6
4. 履修規程	9
別表第1 研究室一覧	12
別表第2 教育課程表（生活造形専攻）	12
教育課程表（環境造形専攻）	13
関連科目（生活造形専攻・環境造形専攻）	14
教育課程表（比較芸術学専攻）	15
関連科目（比較芸術学専攻）	17
別表第3 教職課程表	18
第1号様式 研究実施計画書	19
第2号様式 学位審査申請書	21
5. 学位論文等の審査基準等について	22
6. 沖縄県立芸術大学大学院学則	24
7. 沖縄県立芸術大学大学院長期履修規程	35

大 学 院 案 内

1 建学の理念

日本文化の中における沖縄の地域文化の特性と伝統は、極めて特徴的であり、文化伝統の源流を探り、文化生成の普遍性を究めるために不可欠の内容を持つものである。わけても沖縄固有の風土によって培われた個性的な芸術文化の継承と創造の問題は、日本文化としてはもちろんのこと、沖縄県にとっても重要な課題であるといわざるを得ない。

そして、それらを担う人材の育成もまた長い未来への架橋として緊要なことである。

沖縄県立芸術大学を建学する基本的な精神は、沖縄文化が造りあげてきた個性の美と人類普遍の美を追究することにあるが、そのためには、地域文化の個性を明らかにし、その中に占める美術・工芸、音楽・芸能等さまざまな伝統芸術の問題に積極的かつ具体的に取り組み、その特性を生かすことでなければならない。このことは、日本文化の内容をより豊かにするとともに、ひいては、国際的な芸術的文化活動にも寄与するものと信ずる。

我が国の最南に位置する県立芸術大学は、東アジア、東南アジアを軸とした太平洋文化圏の中心として、それらの地域における多様な芸術文化の実態と、地域文化伝統の個性とのかかわりを明らかにし、その広がり追究し、汎アジア的芸術文化に特色をおいたユニークな研究教育機関にしたい。

2 大学院（趣旨課程）設置の基本構想

- (1) 沖縄県立芸術大学大学院は、建学の理念に基づき、伝統芸術・民族芸術の汎アジア的基盤での育成・研究をはかり、美術・音楽・演劇等諸芸術文化の国際的な比較研究の場を展開して、高度な専門知識と能力を有する指導者を育成すると同時に、とりわけ東太平洋文化圏の伝統芸能の継承と新たな芸術の創造に資する国際的視野での総合的な芸術文化研究機関とする。
- (2) 実技教育については、特に沖縄の伝統芸術の技法的特徴や、それらを生成した歴史的・文化的・風土的特性等にも配慮し、高度な技術教育を行うとともに、芸術の普遍性の見地から、ひろく東西の美意識に係わる哲学的・美学的、文化的反省に立つ芸術教育を行うことによって、芸術文化に対する深い理解と感性をもち、想像力豊かで、将来社会における幅広い実践活動に役立つ人材の育成と、芸術教育の専門的指導者の育成を図る。
- (3) 学術研究については、特に沖縄を中心とした南東文化の多様な実態と伝統芸術文化の個性を解明するために、それらを歴史的・理論的に追求する比較芸術学、民族芸術文化論、および民族音楽学、民族芸能論等の諸分野を総合した芸術文化学の観点から、汎アジア的広がりにおける東洋芸術文化の学際的研究を行い、これら研究活動を通して学術研究と芸術文化の国際交流を推進していく。

3 教育理念・目標

造形芸術研究科は、造形芸術の各分野における高度な専門的能力を養成することを目的としています。その上で、建学の理念に則り、沖縄の伝統芸術の技法的特徴や、それらを生成した歴史的・文化的・風土的特性等にも配慮した高度な実技教育を行うとともに、芸術の普遍性の見地から、ひろく東西の美意識に関わる哲学的・美学的・文化的反省に立つ芸術教育を行います。また、沖縄を中心とした南島文化の多様な実態と伝統芸術文化の特色を解明するために、それらを歴史的・理論的に追求する比較芸術学、民族芸術文化学の観点から、汎アジア的広がりにおける東洋芸術文化の学際的な教育を行います。

これらの教育活動を通じて、芸術文化に対する深い理解と感性をもち、創造力豊かで、将来の社会における造形芸術分野の幅広い実践活動を担う作家や研究者、芸術教育の専門的指導者となり得る人材の育成を図ります。

■ディプロマ・ポリシー(修了認定・学位授与の方針)

沖縄県立芸術大学大学院造形芸術研究科では、教育の理念・目的に沿った高度で専門的な教育課程で成果をあげ、修士作品又は修士論文の審査及び口述試験を経て、所定の単位を取得した学生に対し、修士（芸術）の学位を授与します。

その際、学生が獲得しておくべき学修成果は以下のとおりです。

- 1 幅広い視野にたち専門分野における高度な知識と技術を身につけている。
- 2 専門分野における高度な研究能力と論理的思考力を身につけている。
- 3 専門分野における知識・技術を応用し、社会に発信する能力を身につけている。

■カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）

造形芸術研究科では、ディプロマ・ポリシーに掲げる学修成果を獲得するために、高度で専門的な授業科目を開設し、体系的に編成・実施します。また、修士作品の制作又は修士論文作成のための研究指導を複数教員により組織的に行います。

- 1 研究実施計画に沿った指導計画に基づく研究指導により、専門分野における高度な技術と理論を身につけ、専門的な課題についての研究能力と問題解決能力を培う。
- 2 関連科目の履修により幅広い視野にたち深く学識を涵養する。
- 3 自律的な研究を進めるため、造形芸術における高度な技術及び知識を修得する。
- 4 専門的知識や技術を社会で応用し、新たな芸術創造と活動に貢献し得る卓越した能力を培う。

■アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）

造形芸術研究科では、本研究科の教育理念に基づき次のような点を入学者選抜の判定の主眼としています。

- 1 幅広い教養と造形芸術分野の専門的素養を備えているか。
- 2 専門分野の研究を行うのに必要な基礎的能力を備えているか。
- 3 現代社会において新しい芸術創造の営みを発信していく強い目的意識、意欲を備えているか。

専 攻 案 内

[生活造形専攻]

生活造形専攻は、工芸・デザインの2専修から成る。

1. 工芸専修

染研究室は古典紅型を調査研究し、筒引き・型染の表現に於ける形態を学ぶ。顔料彩色と藍染の表現の違いを学ぶ事で適正材料の知識を得る。それを基に自己の防染法の表現方法を広げ現代に即応した創作活動、研究制作を目標とする。

織研究室は沖縄の染織技術、その他綴れ等の技法を活用した制作、琉球藍などの天然染料や素材の調査研究を行う。また、沖縄を含め日本・アジアの染織に関する調査・研究を行い、伝統的な技術の伝承や、創作性への展開も取り組む。

陶磁器研究室は器物作品制作と造形作品制作に分かれ、それぞれの専門的実技と理論を習得する。教育内容としては、一年次には素地土の調整と釉薬原料の研究など成形技術と比較焼成(黒陶・野焼)を含む実習を主眼とし、二年次は、より高度な焼成技術と加飾技法を課題として研究制作を行う。

漆工研究室では、学部での教育課程を土台とし、各自の研究テーマを中心に高度で実践的な研究を行うと共に、琉球漆芸を含む日本漆芸全体の伝統技法の研究もより深く継続していく。時代や社会をより意識し独創的な表現を探究しながら、現代社会に貢献できる人材の育成を目標とする。

2. デザイン専修

デザイン専修は、視覚伝達デザイン研究室と生活環境デザイン研究室の2つの研究領域から成る。

視覚伝達デザイン研究室では、グラフィックデザイン、映像デザイン及び空間演出における視覚的な表現などを研究領域とし、制作を通してビジュアルコミュニケーションデザインの在り方を追究する。

生活環境デザイン研究室では、公共空間のスペースデザイン、居住空間、家具等のデザインや、地域性を勘案した製品デザイン等の造形を研究領域とし、論理的なデザインプロセスの構築手法から、実践的でより高度な造形表現を追求します。

[環境造形専攻]

環境造形専攻は、絵画・彫刻の2専修から成る。

1. 絵画専修

絵画専修は、油画研究室と日本画研究室のふたつの研究領域からなる。学部での教育課程を踏まえ、院では高度な専門性を修練し、修了後、作家としての個の確立と自らの独創性を培い、社会に貢献できる研究能力の育成を目指す。油画研究室においては、平面・絵画表現のみならず、版表現、インスタレーション、映像、パフォーマンスなどを研究内容とし、これらの複合的な材料・表現技法の研究の機会を提供している。日本画研究室においては、伝統的な日本画の材料・表現技法を踏まえ、古典から現代へ展開する動きの中で、高度な修練と表現の確立を目指す。

2. 彫刻専修

彫刻専修は、学部の教育課程において培った教養と彫刻分野の専門的素養の上に立ち、それぞれの領域における学生の研究テーマに基づき、より高度で実践的な研究を行う。その上で、将来にわたって作家などの専門家として自ら主体的に課題を創出し、独創的な表現方法の探究を継続していくための研究能力の育成を目指す。また、今日の多様な表現領域の中で、特殊な材料・造形技法の分野についても高度な内容の充実を図り、それらを積極的に応用していく能力を養う。

[比較芸術学専攻]

1. 比較芸術学専修

美学・芸術学研究室、美術史研究室、民族芸術文化学研究室

日本・東洋及び西洋の芸術学・美術史の比較研究を基盤として、古典から現代にわたる歴史的な視点にたち、合わせて国際的にも地域社会に対しても広い視野をもって美術を理論的に把握し、建設的な批評精神を養うことを目的とする。

また、沖縄の地域文化の特性と伝統は、日本のみならずアジア各地域の文化と比較しても極めて豊かな内容をもっている。その固有の風土によって培われた芸術文化を民族文化学、アジア工芸史、比較文化学、琉球文学及び日本文学の立場から研究することを目的とする。

研究室担当一覧

専攻	専修	研究室	担当教員	研究内容
生活造形専攻	工芸	染研究室	* 名護朝和教授	染（型染・紅型等）
			宇良京子講師	
		織研究室	* 花城美弥子教授	織（織研究・織制作）
			久保田寛子准教授	
		陶磁器研究室	* 山田聡教授	陶磁器(陶磁原料研究・陶磁器制作)
			島袋克史講師	
		漆工研究室	* 當眞茂教授	漆工(日本漆芸・琉球漆芸)
			松崎森平講師	
	デザイン	視覚伝達デザイン研究室	* 仲本賢教授	視覚伝達デザイン
			* 赤嶺雅教授	
			笹原浩造准教授	
			又吉浩准教授	
		生活環境デザイン研究室	* 宮里武志教授	生活環境デザイン
			* 高田浩樹准教授	
			赤塚美穂子講師	

* 印は、研究指導教員

専 攻	専 修	研 究 室	担 当 教 員	研 究 内 容
環 境 造 形 専 攻	絵 画	油 画 研 究 室	* 知 花 均 教授	平 面 表 現 映 像 表 現 版 表 現 空 間 表 現
			* 高 崎 賀 朗 教授	
			阪 田 清 子 准教授	
		日 本 画 研 究 室	* 香 川 亮 教授	日 本 画
			* 喜 多 祥 泰 准教授	
			関 谷 理 准教授	
	彫 刻	彫 刻 研 究 室	* 砂 川 泰 彦 教授	塑 造 ・ テラコッタ 木 彫 ・ 石 彫 ・ 金 属 ミクストメディア
			* 松 本 隆 教授	
			河 原 圭 佑 准教授	
			長 尾 恵 那 准教授	

* 印は、研究指導教員

専 攻	専 修	研 究 室	担 当 教 員	研 究 内 容
比 較 芸 術 学 専 攻	比較芸術学	美学・芸術学 研究室	* 喜屋武 盛 也 教授	比較芸術学・比較美学 日本・東洋・西洋の 美学・芸術学
			土 屋 誠 一 准教授	
		美術史研究室	* ※ 尾 形 希和子 教授	芸術批評史 日本・東洋・西洋の 美術史学
			* 小 林 純 子 教授	
			下 野 玲 子 教授	
		民族芸術文化学 研究室	* 森 達 也 教授	東洋・日本の工芸史 考古学
			波 平 八 郎 教授	日本文学 比較文化論
			鈴 木 耕 太 准教授	琉球文学 民俗文化学

* 印は、研究指導教員

※印は、令和7年3月退職予定

沖縄県立芸術大学大学院造形芸術研究科履修規程

令和3年4月1日

沖芸大規程第68号

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県立芸術大学大学院学則に定めるもののほか、造形芸術研究科（以下「研究科」という。）の授業科目の種類、単位、履修方法その他必要な事項を定めるものとする。

(研究指導)

第2条 研究科の学生（以下「学生」という。）は、在学期間中は研究科に設けられている専修及び研究室に所属する指導教員及び担当教員の研究指導を受けなければならない。

2 専修及び研究室の種類は別表第1のとおりとする。

(研究計画)

第3条 学生は、毎学年度始めの所定の期日までに、研究実施計画書（第1号様式）を提出しなければならない。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第4条 研究科における授業科目の名称、単位数及び履修方法は、別表第2に定めるとおりとする。

2 学生は、前項に定める当該専攻の授業科目のうちから、必修科目及び選択科目を合わせて30単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けなければならない。

(履修登録)

第5条 学生は、毎学年度（前期及び後期）の定められた期間内に、指導教員及び担当教員の指導を受けて履修する授業科目を決定し、教務学生課に届け出なければならない。この手続きを履修登録という。

2 臨時に開設される授業科目の履修登録については、その都度公示する期間内において行うものとする。

(成績評価の基準)

第6条 授業科目の成績評価基準は、次のとおりとする。

評語	評点	評価基準
秀 (S)	90～100点	到達目標を十分に達成し、内容が特に優れている。
優 (A)	80～89点	到達目標を十分に達成し、内容が優れている。
良 (B)	70～79点	到達目標を概ね達成している。
可 (C)	60～69点	到達目標を最低限度達成している。
不可 (F)	59点以下	到達目標を達成していない。
		履修放棄又は受験放棄
認定 (R)		単位認定等

(G P A)

第6条の2 履修した授業科目の成績の評語に対応して、次のとおりグレード・ポイント(以下、「G P」という。)を付与する。

評語	秀 (S)	優 (A)	良 (B)	可 (C)	不可 (F)
G P	4	3	2	1	0

2 G Pは、履修登録をした全ての授業科目を対象として付与する。ただし、次の各号に掲げる授業科目は、G Pを付与しない。

- (1) 段階評価に適さない科目
- (2) 自由科目
- (3) 第9条第4項及び第10条に該当する科目
- (4) 履修登録を取消・削除した授業科目

3 グレード・ポイント・アベレージ(履修登録科目のG Pの平均値。以下、「G P A」という。)は、次の式により計算するものとし、小数点第4位を四捨五入する。ただし、前項に定めるG Pを付与しない授業科目は、G P Aに算入しない。

$$G P A = \frac{(\text{履修登録科目のG P} \times \text{当該科目の単位数}) \text{の総和}}{\text{履修登録総単位数}}$$

(修士作品又は修士論文の提出)

第7条 修士作品又は修士論文の提出は、研究科に1年以上在学し、第4条に定める履修方法により、2年次修了時まで30単位以上を修得見込みの者に限るものとする。ただし、優れた研究業績をあげたと研究科委員会が認めた者の在学要件については、大学院学則第44条第1項ただし書に規定する期間の在学見込みがあれば足りるものとする。

- 2 修士作品又は修士論文を提出しようとする学生は、指導教員の承認を得て、あらかじめ研究科長が指定する期日までに、学位審査申請書(第2号様式)により申請しなければならない。
- 3 休学又は留学している学期は、前項に規定する申請を行うことができない。
- 4 修士作品又は修士論文は、指導教員の承認を得て、研究科長が指定する期日までに提出しなければならない。
- 5 提出する修士作品又は修士論文については、次のとおりとする。

生活造形専攻	工芸専修	染研究室	修士作品
		織研究室	修士作品又は修士論文
		陶磁器研究室	修士作品
		漆工研究室	
	デザイン専修		修士作品又は修士論文
環境造形専攻	絵画専修		修士作品
	彫刻専修		
比較芸術学専攻	比較芸術学専修		修士論文

(修士作品又は修士論文の審査及び最終試験)

第8条 修士作品又は修士論文の審査及び最終試験は、沖縄県立芸術大学学位規程第6条の定めるところにより、研究科委員会が行う。

- 2 修士作品又は修士論文の審査基準並びに最終試験の方法及び審査基準は、研究科長が

別に定める。

- 3 特別の事情により修士作品又は修士論文の審査及び最終試験を受けることができなかった者は、その理由を付して修士作品又は修士論文の追審査及び追試験を願い出ることができる。
- 4 研究科長は、前項の願い出があった者については、研究科委員会の議を経て修士作品又は修士論文の追審査及び追試験を行うことができる。
- 5 第4条に定める修了要件の30単位を修得するに至らず、又は最終試験に合格しなかった場合の当該提出作品又は論文は、修士作品又は修士論文として取り扱わない。

(教職課程)

第9条 大学院学則第47条の規定に基づき、専修免許状取得希望者のために、本学大学院に教職課程を置く。

2 専修免許状を取得するには、次の各号に規定する条件を満たさなければならない。

- (1) 修士の学位を有すること、又は大学院に1年以上在学し30単位以上を修得すること。
- (2) 学部において当該教科等の1種免許状を取得済みであること。

3 専修免許状取得に必要な修得すべき科目、単位数及び履修方法は別表第3に定めるとおりとする。

4 学部で美術・工芸の1種免許状を未取得の学生は、学部開設の「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目の中から原則として7単位に限り履修することができる。ただし、研究科長が研究科委員会の議を経て認めた場合は、7単位を超えて履修することができる。

(学芸員資格)

第10条 学芸員資格取得希望者は、学部開設の博物館学課程の授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

(美術工芸学部履修規程の準用)

第11条 この規程に定めるもののほか、造形芸術研究科の履修に関する取り扱いについては、沖縄県立芸術大学美術工芸学部履修規程第5条（授業科目の公示）、第7条（履修登録の制限）、第10条（出席。ただし、第6項第4号を除く。）、第11条（試験）、第12条（追試験）、第13条（再試験）、第14条（履修の要件）、第16条（再登録）の規定を準用する。この場合において、「教授会」とあるのは「研究科委員会」と、第7条第3項中「専攻」とあるのは「専修」と、第10条第4項中「学部長」とあるのは「研究科長」と、第16条第2項中「学則第44条」とあるのは「大学院学則第42条」と読み替えるものとする。

附 則（令和3年4月1日学長決裁）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍するものについて、廃止前の沖縄県立芸術大学大学院造形芸術研究科履修規程（平成26年3月20日評議会決定）は、この履修規程の施行後も、なおその効力を有する。
- 3 令和3年度以降に再入学及び転入学する学生については、その者の属する年次の在学生の例による。

附 則（令和 5 年 7 月 18 日学長決裁）

- 1 この規程は、令和 5 年 7 月 18 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規程の第 6 条の 2 の規定は、令和 3 年度以降に入学する学生について適用する。

■別表第 1（第 2 条関係）

研究室一覧

生活造形専攻	工芸専修	染研究室
		織研究室
		陶磁器研究室
		漆工研究室
	デザイン専修	視覚伝達デザイン研究室
		生活環境デザイン研究室
環境造形専攻	絵画専修	油画研究室
		日本画研究室
	彫刻専修	彫刻研究室
比較芸術学専攻	比較芸術学専修	美学・芸術学研究室
		美術史研究室
		民族芸術文化学研究室

■別表第 2（第 4 条関係）専攻別教育課程表

生活造形専攻

工芸専修

履修 区分	研究室	授 業 科 目	別表第 3 関係	単位	履修年次	最低履修単 位
必修	染	染研究Ⅰ	★	12	1	30単位以上
		染研究Ⅱ	★	12	2	
		論文演習		2	1	
	織	織研究Ⅰ	★	12	1	
		織研究Ⅱ	★	12	2	
		論文演習		2	1	
	陶磁器	陶磁器研究Ⅰ	★	12	1	
		陶磁器研究Ⅱ	★	12	2	
		論文演習		2	1	
	漆工	漆工研究Ⅰ	★	12	1	
		漆工研究Ⅱ	★	12	2	
		論文演習		2	1	
選択		関連科目から		4	1 ～ 2	

デザイン専修

履修 区分	研究室	授 業 科 目	別表第 3 関係	単位	履修年次	最低履修単 位
必修	視覚伝達 デザイン	視覚伝達デザイン研究Ⅰ A	★	6	1	30単位以上
		視覚伝達デザイン研究Ⅰ B	★	6	1	
		視覚伝達デザイン研究Ⅱ A	★	6	2	
		視覚伝達デザイン研究Ⅱ B	★	6	2	
		論文演習		2	1	
	生活環境 デザイン	生活環境デザイン研究Ⅰ A	★	6	1	
		生活環境デザイン研究Ⅰ B	★	6	1	
		生活環境デザイン研究Ⅱ A	★	6	2	
		生活環境デザイン研究Ⅱ B	★	6	2	
		論文演習		2	1	
選択	関連科目から		4	1 ～ 2		

環境造形専攻

絵画専修

履修 区分	授 業 科 目	別表第 3 関係	単位	履修年次	最低履修単 位
必修	絵画研究Ⅰ	★	12	1	30単位以上
	絵画研究Ⅱ	★	12	2	
	論文演習		2	1	
選択	関連科目から		4	1～2	

彫刻専修

履修 区分	授 業 科 目	別表第 3 関係	単位	履修年次	最低履修単 位
必修	彫刻研究Ⅰ	★	12	1	30単位以上
	彫刻研究Ⅱ	★	12	2	
	論文演習		2	1	
選択	関連科目から		4	1～2	

[illegible]

自由	(染) 染課題演習	☆	2	1～2	(修了単位に算入されない。) (注) 1. 登録にあたっては事前に各担当研究室に相談すること。 (注) 2. 提供専修(工芸専修は提供研究室)の学生は登録できない。ただし、教育・学術交流協定大学との単位互換の場合は可能。
	(織) 織課題演習	☆	2	1～2	
	(陶) 陶磁器課題演習	☆	2	1～2	
	(漆) 漆工課題演習	☆	2	1～2	
	(デ) デザイン課題演習	☆△■	2	1～2	
	(絵) 絵画課題演習	☆△	2	1～2	
	(彫) 彫刻課題演習	☆△	2	1～2	

(注) (芸) は比較芸術学専修提供科目 (デ) はデザイン専修提供科目
(彫) は彫刻専修提供科目 (比) は博士課程比較芸術学研究領域提供科目
(染) は工芸専修染研究室提供科目 (織) は工芸専修織研究室提供科目
(陶) は工芸専修陶磁器研究室提供科目 (漆) は工芸専修漆工研究室提供科目
(絵) は絵画専修提供科目

比較芸術学専攻

比較芸術学専修

履修区分	授 業 科 目	別表第3関係	単位	履修年次	最低履修単位	
選択	比較美学研究 A	☆△	2	1～2	14	30単位以上
	比較美学研究 B	☆△	2	1～2		
	比較芸術学特殊研究 A	☆△	2	1～2		
	比較芸術学特殊研究 B	☆△	2	1～2		
	日本芸術批評史研究 A	☆△	2	1～2		
	日本芸術批評史研究 B	☆△	2	1～2		
	東洋芸術批評史研究 A	☆△	2	1～2		
	東洋芸術批評史研究 B	☆△	2	1～2		
	西洋芸術批評史研究 A	☆△	2	1～2		
	西洋芸術批評史研究 B	☆△	2	1～2		
	比較工芸史研究		2	1～2		
	民族芸術文化学研究 A		2	1～2		
	民族芸術文化学研究 B		2	1～2		
	日本芸術文化学研究 A		2	1～2		
	日本芸術文化学研究 B		2	1～2		
	東洋芸術文化学研究 A		2	1～2		
	東洋芸術文化学研究 B		2	1～2		
	民族芸術文化史特論		2	1～2		

	芸術学特殊演習 A		2	1～2		
	芸術学特殊演習 B		2	1～2		
	比較美学特殊演習 I	☆△	4	1		
	比較美学特殊演習 II	☆△	4	2		
	比較芸術学特殊演習 I		4	1		
	比較芸術学特殊演習 II		4	2		
	日本美術史特殊演習 I	☆△	4	1		
	日本美術史特殊演習 II	☆△	4	2		
	東洋美術史特殊演習 I	☆△	4	1	8	
	東洋美術史特殊演習 II	☆△	4	2		
	西洋美術史特殊演習 I	☆△	4	1		
	西洋美術史特殊演習 II	☆△	4	2		
	民族芸術文化学特殊演習 I		4	1		
	民族芸術文化学特殊演習 II		4	2		
	日本芸術文化学特殊演習 I		4	1		
	日本芸術文化学特殊演習 II		4	2		
	東洋芸術文化学特殊演習 I		4	1		
	東洋芸術文化学特殊演習 II		4	2		
必修	課題研究 I		2	2	4	
	課題研究 II		2	2		
選択	関連科目から		4	1～2	4	

関連科目（比較芸術学専攻）

履修 区分	授 業 科 目	別表第3 関係	単 位	履修 年次	備 考
選 択	民族芸術学特論		2	1～2	(注) 各課題演習 の登録にあたっ ては事前に担当 研究室に相談す ること。
	琉球歌謡論研究 A		2	1～2	
	琉球歌謡論研究 B		2	1～2	
	比較民俗学研究 A		2	1～2	
	比較民俗学研究 B		2	1～2	
	東南アジア文化研究 A		2	1～2	
	東南アジア文化研究 B		2	1～2	
	琉球史特論		2	1～2	
	(比) 民族工芸論研究		4	1～2	
	(音) 民族舞踊学研究		4	1～2	
	(音) 民族音楽学研究		4	1～2	
	(音) 琉球音楽論研究		4	1～2	
	(比) 東洋工芸史研究		4	1～2	
	(デ) 装飾様式論		2	1～2	
	(デ) 生活環境デザイン論		2	1～2	
	(デ) 産業デザイン論		2	1～2	
	(デ) 映像論		2	1～2	
	(デ) 舞台美術論		2	1～2	
	(彫) 環境芸術演習		2	1～2	
	(染) 染課題演習		2	1～2	
(織) 織課題演習		2	1～2		
(陶) 陶磁器課題演習		2	1～2		
(漆) 漆工課題演習		2	1～2		
(デ) デザイン課題演習	☆△	2	1～2		
(絵) 絵画課題演習	☆△	2	1～2		
(彫) 彫刻課題演習	☆△	2	1～2		

(注) (比) は博士課程比較芸術学研究領域提供科目 (音) は音楽芸術研究科提供科目

(デ) はデザイン専修提供科目

(彫) は彫刻専修提供科目

(染) は工芸専修染研究室提供科目

(織) は工芸専修織研究室提供科目

(陶) は工芸専修陶磁器研究室提供科目

(漆) は工芸専修漆工研究室提供科目

(絵) は絵画専修提供科目

■別表第3（第9条関係）

教職課程表

専修免許状	授業科目 (別表第2に表示)	必要 単位数	生活造形専攻		環境造形 専攻	比較芸術 学専攻
			工芸 専修	デザイン 専修	絵画・ 彫刻 専修	比較芸術学 専修
中学校教諭専修免許状 (美術)	各専修教職必修科目 (★)	24	24	24	24	－
	各専修教職選択科目 (☆)		22	20	28	58
高等学校教諭専修免許 状 (美術)	各専修教職必修科目 (★)	24	－	24	24	－
	各専修教職選択科目 (△)		－	26	26	58
高等学校教諭専修免許 状 (工芸)	各専修教職必修科目 (★)	24	24	－	－	－
	各専修教職選択科目 (■)		22	－	－	－

(注) 生活造形専攻及び環境造形専攻においては、教職選択科目も履修することが望ましい。
(第9条参照)

研究実施計画書

令和 年 月 日

学 生	造形芸術研究科	専 攻 専 修	学生番号	
			氏 名	
学位論文等の別 (右記のいずれかに○をする。)		修士作品 ・ 修士論文		
指導教員			担当教員	
指導補助教員			※	
(1) 研究実施計画				
① 研究テーマ				
② 研究目的（研究の背景、芸術、学術的な特色や独創性等を踏まえ記入する。）				
③研究計画・方法（研究目的を達成するための計画・方法を年度に分けて記入する。）				

研究実施計画は教員の指導を受けて学生が記入する。

※欄は、必要な場合に記入する。

(2) 研究指導計画

年度に分けて具体的に記入する。

研究指導計画は指導教員が作成する。

(注意)

1. 記入欄が不足する場合は、適宜、用紙を補うこと。
2. 5月末までに研究科長（教務学生課）に提出すること。

大学院造形芸術研究科長 殿

専修 研究室
学生番号
氏名

学位審査申請書

「修士作品」または「修士論文」の「題目」を下記のとおり申請いたします。

専 修	研 究 室
指 導 教 員	担 当 教 員
印	印
「修士作品」または「修士論文」の題目	

学位論文等の審査基準及び最終試験

I 学位論文等の審査基準

1 修士作品の審査は、以下の観点から総合的に行うものとする。(※2 特定の課題についての研究の成果の審査)

(1) 研究テーマの明確性、適切性

研究テーマが明確かつ適切に設定されている。

(2) 先行作品・先行研究の理解と展開

作品制作の参考とした先行作品又は先行研究の調査及び考察が適切に行われている。また、それらから得られた知見が作品制作に適切に活用、展開されている。

(3) 制作方法、技法等の適切性

研究課題に対して制作方法が妥当である。また、高度な専門的知識、技能、技法等が修得され、作品制作において適切に用いられている。

(4) 作品の表現力、充実度、完成度

成果作品について、研究課題に対応した表現力を有している。また、内容が充実しており、十分な完成度が認められる。

(5) 研究成果の新規性、独創性

作品の形式や内容に創意工夫があり、独創性が認められる、もしくは研究に新規性が認められる。

(6) 研究成果の意義

研究分野における技術的又は芸術的な意義を有している、もしくは有為な社会的貢献が期待できる。

2 修士論文の審査は、以下の観点から総合的に行うものとする。(※1 修士論文の審査)

(1) 研究テーマの明確性、適切性

研究テーマが明確かつ適切に設定されている。

(2) 先行研究の理解と提示

先行研究が適切に提示、言及され、精確な読解や的確な評価が行われている。

(3) 研究方法の妥当性

研究テーマ及び内容に応じた研究方法が選択されている。

(4) 内容の実証性、論理性

課題の設定から結論に至る論旨が明解で一貫性があり、実証的かつ論理的に展開されている。

(5) 研究成果の新規性、独創性

研究に新たな知見があり、独創性が認められる。

(6) 研究成果の意義

研究分野又は関連分野への学術的貢献、もしくは有為な社会的貢献が期待できる。

II 最終試験の方法と審査基準

1 方法

学位論文等の審査終了後、修士作品又は修士論文を中心として、その関連する科目、分野等について口述又は筆記により行う。(専修によりポートフォリオ・レポート等の提出物を求める。)

2 審査基準

修士作品又は修士論文を中心として、その関連する科目、分野等についての理解度を観点に審査する。

(参考)

■大学院設置基準(抄)

(修士課程の修了要件)

第 16 条 修士課程の修了の要件は、大学院に2年(2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文(※1)又は特定の課題についての研究成果の審査(※2)及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

■沖縄県立芸術大学学位規程(抄)

(学位論文等の審査)

第6条 研究科長並びに学長は、第5条及び第5条の2の規定による学位論文等を受理したときは、研究科委員会にその審査を付託しなければならない。

2 研究科委員会は、学位論文等の審査を付託されたときは、学位論文等毎に3人以上の審査委員で構成する審査委員会を設置し、その審査を委嘱しなければならない。

3 審査委員会は、学位論文等の審査のほか試験、又は学力の確認を行う。

4 試験は、学位論文等の審査終了後、学位論文等を中心として、その関連する分野について口述又は筆記若しくは演奏によって行う。

沖縄県立芸術大学大学院学則

令和3年4月1日
公立大学法人沖縄県立芸術大学規則第2号

目次

第1章 総則

第1節 目的（第1条）

第2節 自己点検及び評価等（第2条）

第3節 組織（第3条—第9条）

第2章 通則

第1節 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日（第10条—第13条）

第2節 入学、再入学、転入学、休学、復学、退学、除籍等（第14条—第30条）

第3節 教育課程、履修方法等（第31条—第43条）

第4節 課程の修了要件、学位の授与、教員免許状等（第44条—第47条）

第5節 賞罰（第48条・第49条）

第6節 授業料等（第50条）

第7節 特別聴講学生、特別研究学生、研究生、科目等履修生、委託生及び外国人学生（第51条—第56条）

第3章 補則（第57条—第59条）

附則

第1章 総則

第1節 目的

（目的）

第1条 沖縄県立芸術大学大学院（以下「大学院」という。）は、建学の理念に則り、高度な芸術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて芸術文化の創造及び発展に寄与することを目的とする。

第2節 自己点検及び評価

（自己点検及び評価等）

第2条 大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学院は、前項の点検及び評価に加え、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第109条第2項の規定に基づき、大学院の教育研究等の総合的な状況について、政令で定められた期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

3 第1項の点検及び評価並びに前項の評価に関し必要な事項は、別に定める。

- 4 大学院は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第172条の2第1項各号に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。
- 5 大学院は、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。

第3節 組織

(大学院の課程)

第3条 大学院に、修士課程及び博士課程（後期3年の課程をいう、以下同じ。）を置く。

- 2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識と技術を研究せしめ、芸術の各分野における高度な専門的能力を養成するものとする。
- 3 博士課程は、芸術文化に関する高度な理論及び応用を教授研究し、幅広い識見及び自立して研究活動を行うに必要な高度の能力を有する研究者を養成するものとする。

(研究科、専攻及び収容定員)

第4条 大学院に、造形芸術研究科、音楽芸術研究科及び芸術文化学研究科（以下「研究科」と総称する。）を置く。

- 2 造形芸術研究科及び音楽芸術研究科を修士課程とし、芸術文化学研究科を博士課程とする。
- 3 研究科の専攻及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員	
		入学定員	総定員
造形芸術研究科	生活造形専攻	9	18
	環境造形専攻	6	12
	比較芸術学専攻	3	6
音楽芸術研究科	舞台芸術専攻	4	8
	演奏芸術専攻	8	16
	音楽学専攻	3	6
芸術文化学研究科	芸術文化学専攻	3	9

(教育研究上の目的)

第5条 大学院の各研究科における教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 造形芸術研究科は、造形芸術分野における深い学識の涵養及び専門的な能力の教授研究により、社会における芸術活動に貢献し得る卓越した人材を育成し、もって造形芸術の発展に寄与することを目的とする。
- (2) 音楽芸術研究科は、音楽芸術分野における深い学識と専門的な研究能力を培い、社会において高度に専門的な職業を担うことのできる人材を育成し、もって音楽芸術の発展に寄与することを目的とする。
- (3) 芸術文化学研究科は、実技との結びつきを重視した芸術文化に関する高度な理論と応用の教授研究により、芸術文化についての豊かな識見及び自立して研究活動を行うに必要な高度の能力を有する研究者を養成し、もって芸術文化の発展に寄与することを目的とする。

(職員組織)

第6条 大学院の職員は、次に掲げるとおりとし、沖縄県立芸術大学の学部、事務局等の職員をもって充てる。

- (1) 教授
- (2) 准教授
- (3) 講師
- (4) 助教
- (5) 助手
- (6) 事務職員
- (7) その他必要な職員

(教育指導組織)

第7条 研究科における研究の指導は、原則として教授が行い、授業科目の授業は教授、准教授、講師又は助教が担当する。

(研究科長)

第8条 研究科に研究科長を置き、研究科の教授をもって充てる。

- 2 研究科に、研究科委員会を置く。
- 3 前項の研究科委員会に関し必要な事項は、学長が別に定める。
- 4 大学院の組織及び職制に関する事項は、学長が別に定める。

(大学院委員会)

第9条 大学院の運営に関する事項を審議するため、沖縄県立芸術大学大学院委員会を置く。

第2章 通則

第1節 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日

(修業年限及び在学期間)

第10条 大学院の修業年限は、修士課程にあつては2年、博士課程にあつては3年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第37条の規定により、長期にわたる教育課程の履修を認められた者については、同条の規定により認められた期間を修業年限とする。
- 3 学生は、修士課程にあつては4年、博士課程にあつては6年を超えて在学することができない。

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年を分けて、次の2学期とする。

- (1) 前学期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第13条 次に掲げる日は、授業を行わない日（以下「休業日」という。）とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 開学記念日 5月15日
- (4) 沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年条例第42号）に規定する慰霊の日 6月23日

- (5) 春季休業日 3月1日から3月31日まで
- (6) 夏季休業日 8月1日から9月10日まで
- (7) 冬季休業日 12月20日から翌年1月8日まで
- 2 学長は、必要がある場合は、臨時の休業日を定めることができる。
- 3 学長は、必要がある場合は、休業日に授業を行うことができる。

第2節 入学、再入学、転入学、休学、復学、退学、除籍等

(入学時期)

第14条 入学（再入学及び転入学を含む。）の時期は、原則として学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の始めに学生を入学させることができる。

(入学資格)

第15条 修士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第83条の大学を卒業した者
 - (2) 法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定したものを同号の規定により文部科学大臣が定めた日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者
 - (9) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、大学院において所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
 - (10) 個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者で、22歳に達したもの
- 2 博士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は

専門職学位に相当する学位を授与された者

- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（次号において「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると学長が認めた者で、24歳に達したもの

（入学志願手続）

第16条 大学院に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに、入学願書及び所定の書類に入学考査料を添えて学長に提出しなければならない。

（入学者の選抜）

第17条 入学志願者に対しては、選抜試験を行う。

2 選抜試験に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（合格者の決定）

第18条 学長は、前条の選抜試験の結果に基づき、当該研究科委員会の議を経て合格者を決定する。

（入学手続）

第19条 前条の規定による合格者で、大学院に入学しようとするものは、所定の期日までに、誓約書その他所定の書類を学長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

（入学の許可）

第20条 学長は、前条の規定により入学手続を完了した者に対して入学を許可する。ただし、入学料の減免を願い出た者については、入学料の未納にかかわらず入学を許可することができる。

（再入学）

第21条 学長は、第29条の規定により退学した者並びに第30条第5号及び第6号の規定により除籍された者で再入学を志願するものがある場合は、第4条第3項に規定する収容定員に欠員があるときに限り、当該研究科委員会の議を経て、相当年次に入学を許可することかできる。

（転入学）

第22条 学長は、他の大学院に在学する者で、転入学を志願する者がある場合は、第4条第3項に規定する収容定員に欠員があるときに限り、当該研究科委員会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の転入学を志願する者は、現に在学する大学院の学長の許可書を願書に添付しなければならない。

（再入学者及び転入学の修得単位数の認定等）

第23条 学長は、前二条の規定により入学を許可された者が既に履修した授業科目及び単位数の認定並びに在学すべき年数の取扱いについては、当該研究科委員会の議を経て決定する。

(転学)

第24条 大学院の学生で他の大学院へ入学又は転入学しようとするものは、研究科長を経て、学長の許可を得なければならない。

(留学)

第25条 外国の大学院に留学を志願する学生は、研究科長を経て、学長の許可を得なければならない。

2 前項の留学期間中の単位の認定及び修業年限の計算については、第39条第2項及び第3項の規定を準用する。

(休学)

第26条 病気その他の理由により2月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。この場合において、病気のため休学しようとする者は、医師の診断書を提出しなければならない。

2 学長は、病気その他の理由により修学することが不適当と認められる者に対し、当該研究科委員会の議を経て必要な期間休学を命ずることができる。

(休学期間)

第27条 休学の期間は、修士課程及び博士課程において、それぞれ1年以内とする。ただし、学長が特別の理由があると認めたときは、休学期間を延長することができる。

2 休学期間は、修士課程及び博士課程において、それぞれ通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、第10条に規定する修業年限及び在学期間に算入しない。

(復学)

第28条 休学期間内にその理由が消滅した者は、学長の許可を得て復学することができる。

2 病気により休学した者が復学しようとするときは、医師の診断書を提出しなければならない。

(退学)

第29条 大学院を退学しようとする者は、学長に願い出てその許可を受けなければならない。

(除籍)

第30条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者を、当該研究科委員会の議を経て除籍する。

- (1) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者
- (2) 第10条第3項に規定する在学期間を超えた者
- (3) 第27条第2項に規定する休学期間を超えてなお復学することができない者
- (4) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者
- (5) 休学期間満了後督促してもなお所定の手続をしない者
- (6) 正当な理由がなく、授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

第3節 教育課程、履修方法等

(教育課程の編成方針)

第31条 大学院は、大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目

を開設するとともに学位論文等（博士論文、研究作品、研究演奏、修士論文、修士作品、修士演奏）に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

（授業及び研究指導）

第32条 大学院における教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

- 2 学生は、いずれかの研究室に属し、指導教員及びその他の教員の研究指導を受けるものとする。

（授業科目及び単位数）

第33条 研究科における授業科目の種類及び単位数は、学長が別に定める。

（履修方法）

第34条 研究科における授業科目の履修方法については、学長が別に定める。

（成績評価基準等の明示等）

第35条 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 大学院は、学修の成果及び学位論文等に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

（教育内容等の改善のための組織的な教員の研修等）

第36条 大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第37条 学長は、別に定めるところにより、大学院に入学しようとする者が、職業を有している等の事情により、第10条第1項に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望する旨を申し出たときは、当該研究科委員会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

（教育方法の特例）

第38条 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合は、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（他の大学院における授業科目の履修等）

第39条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院（外国の大学院を含む。以下同じ。）との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 学長は、前項の規定により、履修した授業科目及び単位数については、当該研究科委員会の議を経て、15単位を超えない範囲内で大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 3 第1項の履修期間は、第10条第1項に規定する修業年限に含めることができる。

（入学前の既修得単位等の認定）

第40条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院（他の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該研究科委員会の議を経て、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、再入学及び転入学の場合を除き、大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとし、前条第2項の規定により大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

（他の大学院等における研究指導）

第41条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生に当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

（成績の評価及び単位の授与）

第42条 授業科目を履修した学生に対しては、原則として試験を行う。

2 履修した授業科目の成績は、前項に規定する試験のほか、研究報告、出席及び学修状況により判定する。

3 授業科目の成績は、秀（S）、優（A）、良（B）、可（C）及び不可（F）の評語で表し、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。ただし、段階評価に適さない授業科目に係る成績は、本文に規定する標語によらず、合格又は不合格若しくは認定（R）とすることができる。

4 前項の規定により授業科目の成績が合格又は認定となった者には、所定の単位を与える。

（学則の準用）

第43条 大学院における1年間の授業期間、各授業科目の授業期間、授業の方法、単位の計算方法については、学則第32条から第34条まで及び第43条の規定を準用する。この場合において、学則第43条第3号中「音楽学部」とあるのは「音楽芸術研究科」と読み替えるものとする。

第4節 課程の修了要件、学位の授与、教員免許状等

（修士課程の修了要件）

第44条 修士課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文、修士作品又は修士演奏の審査及び最終試験に合格した者については、当該研究科委員会の議を経て、学長が修士課程の修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 第40条第1項の規定により、修士課程に入学する前に修得した単位を当該修士課程において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により当該修士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で当該研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該修士課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

（博士課程の修了要件）

第45条 博士課程に3年以上在学し、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、

博士論文、研究作品又は研究演奏の審査及び最終試験に合格した者については、当該研究科委員会の議を経て、学長が博士課程の修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、博士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程（他の大学院における博士前期課程を含む。）を修了した者の博士課程の修了要件については、前項ただし書中「1年」とあるのは、「修士課程における在学期間を含めて3年」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。

（学位の授与）

第46条 前条の規定により、修士課程の修了の認定を受けた者には修士の学位を、博士課程の修了の認定を受けた者には博士の学位を授与する。

- 2 沖縄県立芸術大学の博士の学位は、大学院の博士課程を修了しない者であっても沖縄県立芸術大学学位規程の定めるところにより、博士論文を提出し、その博士論文、研究作品又は研究演奏の審査及び最終試験に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与することができる。

- 3 学位に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（教員免許状の所要資格）

第47条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教員職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 前項に規定する教職に関する専門科目及びその単位数は、学長が別に定める。

- 3 大学院において取得できる免許状の種類及び教科は、次のとおりとする。

研究科	専攻	種類	教科
造形芸術研究科	生活造形専攻（デザイン専修に限る。）	中学校教諭専修免許状	美術
		高等学校教諭専修免許状	美術
	生活造形専攻（工芸専修に限る。）	中学校教諭専修免許状	美術
		高等学校教諭専修免許状	工芸
	環境造形専攻	中学校教諭専修免許状	美術
		高等学校教諭専修免許状	美術
	比較芸術学専攻	中学校教諭専修免許状	美術
		高等学校教諭専修免許状	美術
音楽芸術研究科	舞台芸術専攻	中学校教諭専修免許状	音楽
		高等学校教諭専修免許状	音楽
	演奏芸術専攻	中学校教諭専修免許状	音楽
		高等学校教諭専修免許状	音楽
	音楽学専攻	中学校教諭専修免許状	音楽
		高等学校教諭専修免許状	音楽
備考			
1 「デザイン専修」とは、専らデザインに関する授業及び研究指導を受ける学生の履修上の区分をいう。			

2 「工芸専修」とは、専ら工芸に関する授業及び研究指導を受ける学生の履修上の区分をいう。

第5節 賞罰

(表彰)

第48条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者を、当該研究科委員会及び教育研究審議会の議を経て表彰することができる。

(懲戒)

第49条 学長は、教育上必要があると認めたときは、当該研究科委員会及び教育研究審議会の議を経て、学生を懲戒することができる。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第6節 授業料等

(授業料等)

第50条 授業料、聴講料、受講料、入学考査料、入学料その他の費用に関し必要な事項は、別に定める。

第7節 特別聴講学生、特別研究学生、研究生、科目等履修生、委託生及び外国人学生

(特別聴講学生)

第51条 学長は、他の大学（外国の大学を含む。）又は外国の大学との協議に基づき、特別聴講学生として当該大学の大学院学生に授業科目の履修を認めることができる。

(特別研究学生)

第52条 学長は、他の大学（外国の大学を含む。）との協議に基づき、大学院において、特別研究学生として当該大学院学生に研究指導を受けさせることができる。

(研究生)

第53条 学長は、大学院において、特定の専門事項について研究することを願い出る者がある場合は、教育研究に支障がないときに限り、当該研究科委員会の議を経て、研究生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第54条 学長は、大学院の学生以外の者で、大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修することを願い出る者がある場合は、教育研究に支障がないときに限り、当該研究科委員会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。

(委託生)

第55条 学長は、公的機関、団体等から1年以上を在学期間として、委託生受入れの要請がある場合は、大学院における教育研究に支障のないときに限り、当該研究科委員会の議を経て、

委託生として入学を許可することができる。

(外国人学生)

第56条 学長は、外国人で大学院に入学を志願する者があるときは、当該研究科委員会の議を経て、入学を許可することができる。

2 学長は、前項の外国人学生について、第4条第3項に規定する収容定員外とすることができる。

第3章 補則

(準用)

第57条 この規則に定めるもののほか、大学院学生に関し必要な事項は、本学学則、沖縄県立芸術大学学生通則その他学部学生に関する諸規程を準用する。

2 前項に規定する準用を行う場合は、「学部」とあるのは「研究科」と、「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

(改正等)

第58条 この規則の改正及びこの規則において別に定めることとされている事項に係る重要な規程の制定又は改廃は、法人の経営に関する部分については経営審議会及び理事会の、それ以外は当該研究科委員会及び教育研究審議会並びに理事会の議を経て行うものとする。

(施行細則)

第59条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に廃止前の沖縄県立芸術大学大学院学則（平成5年沖縄県規則第35号。以下「旧大学院学則」という。）又は旧大学院学則に基づく規程の規定によってなされた処分、手続きその他の行為は、別に定めのない限り、この規則又はこの規則に基づく規程の相当規定によってなされたものとみなす。

3 第42条第3項の規定は、令和3年度以降に入学（再入学及び転入学（以下「再入学等」という。）を除く。）する学生から適用し、令和2年度以前に入学した学生については、旧大学院学則第27条第3項に定めるところによる。

4 令和3年度以降に再入学等する学生については、第42条第3項の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学生の例による。

沖縄県立芸術大学大学院長期履修規程

令和4年12月7日

冲芸大規程第132号

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県立芸術大学大学院学則（冲芸大規則第2号。以下「大学院学則」という。）第37条の規定に基づいて、沖縄県立芸術大学大学院における長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）に関し、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 長期履修を希望することができる者は、本学大学院修士課程又は博士課程の第1年次に入学する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 官公庁・企業等に在職している者や自ら事業を行っている者などフルタイムの有職者のほか、アルバイトやパートタイムに従事する者も含む。ただし、修学に支障を及ぼさない範囲でのアルバイトやパートタイムに従事する者は除外する。
- (2) 育児又は親族の介護等を行う必要のある者。ただし、修学に支障を及ぼさない範囲のものは除外する。
- (3) その他やむを得ない事情を有し、修業年限で修了することが困難な者。

(申請手続)

第3条 長期履修を希望する者は、各研究科の学生募集要項等で定める期間内に学長に対し、長期履修申請書（様式第1号）及びその他所定の書類を提出しなければならない。

(承認・不承認)

第4条 長期履修の承認及び不承認の決定については、研究科委員会の議を経て学長が行なう。

- 2 学長は、前項の規定により長期履修の承認及び不承認を決定したときは、長期履修に関する通知書（様式第2号）により、通知するものとする。

(長期履修期間)

第5条 長期履修の期間は、修士課程は3年、博士課程は4年又は5年とする。

(履修期間短縮)

第6条 長期履修を承認された者（以下「長期履修学生」という。）が長期履修期間の短縮を希望する場合は、短縮された場合に修了を予定する年度の前年度の2月1日から2月末日までの間に、学長に長期履修期間短縮申請書（様式第3号）を提出する。

- 2 長期履修期間の短縮期間は、年を単位とする。
- 3 長期履修期間の短縮の承認は、研究科委員会の議を経て、申請のあった年度内に学長が行なう。
- 4 学長は、前項の規定により長期履修期間の短縮を承認したときは、長期履修期間

短縮承認書（様式第4号）により長期履修期間の短縮を承認された者に通知するものとする。

（履修）

第7条 長期履修学生は、履修計画及び研究計画に従い、計画的な履修を行わなければならない。

（授業料）

第8条 長期履修学生の授業料の年額は、別に定めるところによる。

（その他）

第9条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年12月7日から施行し、令和3年4月1日から適用する。